

## 井手町学校施設長寿命化点検業務委託仕様書

### 1 業務名

井手町学校施設長寿命化点検業務委託

### 2 業務の目的

令和２年度において、井手町立小中学校施設について、より良い教育環境の確保および効率的・効果的な老朽施設の再生によるトータルコストの縮減・予算の平準化を図るため、「井手町学校施設長寿命化計画（仮称）」を策定する予定である。本業務は、長寿命化計画に必要な現状の把握・分析を行うため、建築基準法第１２条の調査・検査項目について点検を行い、施設等の劣化状況を把握することを目的とする。

### 3 履行期間

契約締結の翌日から令和２年２月２８日まで

### 4 対象施設

小学校２校および中学校１校の校舎、屋内運動場、並びにその施設に付帯する全ての設備及び工作物とする。※別表１参照

### 5 業務内容

#### （１）学校施設等の現状把握と劣化状況評価

学校施設の建築物及び建築設備・防火設備の点検を実施し、現状把握と劣化状況評価を行う。

#### ア 建築物の点検

建築基準法第１２条第１項の調査について定められた、平成２０年３月１０日国土交通省告示第２８２号「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件」に基づく項目・方法・基準において点検を行う。

#### イ 建築設備の点検

建築基準法第１２条第３項の検査について定められた、平成２０年３月１０日国土交通省告示第２８５号「建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」に基づく項目・方法・基準において点検を行う。

#### ウ 防火設備の点検

建築基準法第１２条第３項の検査について定められた、平成２８年５月２日国土交通省告示第７２３号「防火設備の定期検査報告における検査及び定期検査における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」に基づく

く項目・方法・基準において点検を行う。

#### エ 劣化状況調査票の記入

上記ア～ウの点検に基づき、「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（平成29年3月文部科学省）」を参考に、建物ごとに劣化状況調査票を記入する。

#### （2）長寿命化計画策定に係る施設整備についての助言

前記（1）の結果に基づき、施設整備優先度等の助言を行う。

### 6 業務主任技術者の資格

本業務の技術上の指揮・監督を司る業務主任技術者は、1級建築士免許取得後3年以上の実務経験を有する者とする。

### 7 点検者の資格

点検及び点検結果表やチェックリストの判定は、1級建築士もしくは2級建築士が行うこととし、建築物の点検については建築物調査員資格者証の交付を受けている者、建築設備の点検については建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者、防火設備の点検については防火設備検査員資格者証の交付を受けている者が行うことを可能とする。

### 8 業務条件

- 1）点検業務については、原則、平日（月曜日～金曜日9：00～17：00）に行うこととし、学校と事前に調整する。ただし、やむを得ない場合はこの限りではない。
- 2）本業務の実施に当たり必要な消耗品、調査器具、交通費、専門家の派遣等に必要な費用については、受注者の負担とする。
- 3）学校関係者や施設・備品等に傷害損傷を与えることのないよう、必要な対策を講じたうえで点検を行う。万一、損傷等を与えた場合は直ちに学校に報告し、その指示に従う。
- 4）緊急に修繕等の対応を必要とする不具合については、速やかに学校へ書面により報告する。

### 9 業務の安全衛生管理

- 1）業務場所の安全衛生に関する管理は、業務責任者が関係諸法令等に従って行うこと。
- 2）施設内で業務を行うときは、名札や腕章等を着用するなど身分を明確にすること。
- 3）脚立や折り畳み梯子などにより高所での作業を行う場合は、ヘルメット（安全帽）等を着用するなど安全対策を徹底すること。
- 4）業務履行中において、災害又は公害もしくは重大な障害が発生したときは、速やかに適切な処置をとり、その経過を直ちに町担当職員に報告すること。

### 10 貸与資料

発注者は、本業務の実施に当たり、必要な次の図書及び関係資料を受託者に貸与する。

貸与資料は、発注者が請求した場合や業務が終了した場合には速やかに返却する。

◎学校施設台帳（資料）

◎図面（既設設計図書等）（JWCAD 形式）

◎他法令点検の記録（消防用設備等点検ほか）

## 11 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

### 1) 点検報告書（A4 縦版） 1 部

① 点検結果表

② 点検結果図（A3 横版）

③ 関係写真

④ 劣化状況調査票

※①～③については、京都府特定建築物等の定期報告に係る様式を使用すること。

※①～④については、対象施設単位（棟別）に作成すること。

### 2) 本業務成果の電子データ（Word、JWCAD、PDF 形式 CD-R または DVD-R） 1 部

## 12 成果品の帰属

本業務における成果品は全て発注者に帰属し、受託者は発注者の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

## 13 守秘義務

受託者は、本業務により知り得た内容及び結果を第三者に漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。

## 14 その他の留意事項

本仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議のうえ、定めるものとし、業務を円滑に実施する。

## 別表1 対象施設一覧

### 井手小学校

- ① 南校舎3階建て（R造） 2,642 m<sup>2</sup>
- ② 北校舎2階建て（R造） 1,092 m<sup>2</sup>
- ③ 便所2階建て（R造） 65 m<sup>2</sup>
- ④ 体育館2階建て（R造） 715 m<sup>2</sup>
- ⑤ 昇降場（R造） 140 m<sup>2</sup>
- ⑥ 器具庫1階建て（S造） 58 m<sup>2</sup>
- ⑦ プール付属室1階建て（S造） 45 m<sup>2</sup>

※防火扉（全6箇所）

### 多賀小学校

- ① 教室棟3階建て（R造） 1,289 m<sup>2</sup>
- ② 管理棟3階建て（R造） 1,129 m<sup>2</sup>
- ③ 北校舎1階建て（R造） 175 m<sup>2</sup>
- ④ 便所1階建て（S造） 48 m<sup>2</sup>
- ⑤ 体育館2階建て（R造） 714 m<sup>2</sup>
- ⑥ 倉庫1階建て（S造） 53 m<sup>2</sup>
- ⑦ プール付属室1階建て（R造） 97 m<sup>2</sup>

※防火扉（全5箇所）

### 泉ヶ丘中学校

- ① 南校舎3階建て（R造） 1,010 m<sup>2</sup>
- ② 中校舎3階建て（R造） 731 m<sup>2</sup>
- ③ 本館3階建て（R造） 1,508 m<sup>2</sup>
- ④ 本館便所1階建て（S造） 7 m<sup>2</sup>
- ⑤ 北校舎1階建て（R造） 117 m<sup>2</sup>
- ⑥ 体育館2階建て（R造） 1,514 m<sup>2</sup>
- ⑦ 倉庫1階建て（S造） 11 m<sup>2</sup>
- ⑧ 器具庫1階建て（S造） 39 m<sup>2</sup>

※防火扉（全12箇所）